

札幌国際ユースホステルの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市ユース・ホステル条例（昭和35年条例第35号）第11条第1項の規定に基づき、平成30年3月5日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般財団法人北海道ユースホステル協会（以下「乙」という。）が締結した札幌国際ユースホステルの管理に関する協定（以下「協定」という。）第25条及び別表の規定に基づき、令和2年4月1日から令和2年5月31日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

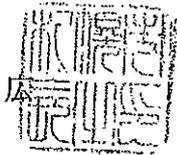
第1条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があった場合には、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金3,850,000円」を支払う。

第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

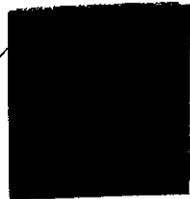
上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和2年7月20日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克



(乙) 札幌市豊平区豊平6条6丁目  
一般財団法人北海道ユースホステル  
代表者 会長 相馬 秋



札幌国際ユースホステルの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市ユース・ホステル条例（昭和35年条例第35号）第11条第1項の規定に基づき、平成30年3月5日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般財団法人北海道ユースホステル協会（以下「乙」という。）が締結した札幌国際ユースホステルの管理に関する協定（以下「協定」という。）第25条及び別表の規定に基づき、令和2年4月1日から令和2年10月31日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少及び経費の増加に相当するものとして、甲は乙に対し「金5,254,000円」を支払う。

第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和2年11月20日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克彦



(乙) 札幌市豊平区豊平6条6丁目  
一般財団法人北海道ユースホステル協会  
代表者 会長 相馬 秋夫



札幌国際ユースホステルの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市ユース・ホステル条例（昭和35年条例第35号）第11条第1項の規定に基づき、平成30年3月5日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般財団法人北海道ユースホステル協会（以下「乙」という。）が締結した札幌国際ユースホステルの管理に関する協定（以下「協定」という。）第25条及び別表の規定に基づき、令和2年11月1日から令和3年1月31日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少及び経費の増加に相当するものとして、甲は乙に対し「金5,632,000円」を支払う。

第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和3年 2 月 18 日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克



(乙) 札幌市豊平区豊平6条6丁目  
一般財団法人北海道ユースホステル協会  
代表者 会長 相馬 秋



札幌国際ユースホステルの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市ユース・ホステル条例（昭和35年条例第35号）第11条第1項の規定に基づき、平成30年3月5日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般財団法人北海道ユースホステル協会（以下「乙」という。）が締結した札幌国際ユースホステルの管理に関する協定（以下「協定」という。）第25条及び別表の規定に基づき、令和3年2月1日から令和3年3月31日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少及び経費の増加に相当するものとして、甲は乙に対し「金7,242,000円」を支払う。

第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和3年3月31日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市豊平区豊平6条6丁目  
一般財団法人北海道ユースホステル協会  
代表者 会長 / 相馬 秋

